増田　武夫 議員

忠類地域の急激な過疎化を避ける責任ある対応を

問 担当助役は「計画より前倒しして、支所人員の削減をする」旨の発言をしているが、合併時の合意事項の前倒し実施は認められない。すでに合併時に旧忠類村の総務課の本町への統合・合理化が実施されており、総合支所で予算執行の責任ある体制を取れば、急激な人員削減は回避できる。また、地方交付税の特例措置によって配慮され、忠類地域の市街地形成に責任を持たなければならない財政的必然性がある。

合併による財政効果11４億円が、幕別町の財政健全化に有効に働くことを考えれば、岡田町長は、忠類地域の急激な過疎化を食い止める責任を果たしてほしいと思うがどうか。

町長 合併協議の合意事項に基づき行政を執行しており、合理化、人員の削減についても効率的な配置を考えるべく、平成19年度中に事務組織・機構の見直しを行う。

忠類総合支所の職員数の在り方ついては、総合支所は住民サービスを提供する総合行政機関と位置づけ、地域住民の意向も大切にし、総合支所としての機能が十分に果たせる人員の確保に努めたい。

忠類地域が過疎化しないために、基幹産業である農業の振興発展、幕別町の南玄関として、観光資源の活用による振興に努めるとともに、議会や住民の皆さんの協力を頂く中で頑張りたい。

滞納整理機構の問題点と救済の手立てを

問 来年度から滞納整理機構が仕事を開始するが、町民の各種の税滞納が生まれる背景は強まっており、町民の立場に立って滞納者の生存権侵害を防ぐ対応が求められる。

次の点について伺う。

①滞納処分執行停止の現況と今後の方針。

②機構維持のためのノルマ化等が起こらないか。

③機構に不服審査の仕組みはあるのか。また納税者の権利を無視した取立てにならない監視システムは。

町長 ①地方税法では、滞納処分により生活が著しく窮迫するなどの場合、執行を停止できるとされており、平成16年度は77件、平成17年度は49件の執行停止を行った。

②滞納整理機構設立に向けての事務協議の中で、設立から3年目に移管件数、処理件数、職員数の整理を行い、4年目に機構の存廃について協議を行うことになっており、移管件数のノルマ化は起こらない。

③地方税法に定められている不服申立制度により、不服申立ができる仕組みとなっている。

機構は地方自治法に基づく公共団体であり、その監視・監査は機構の議会及び監査委員が行う。

公営住宅の計画的な営繕と長期的計画は

問 昭和50年以前に建てられた老朽化した公営住宅が、幕別地域で30％、忠類地域で40％にのぼる。営繕と次期計画等について伺う。

①計画的営繕と随時出される要望に対する対応について。

②公営住宅の次期計画の概要について。

③民間賃貸住宅が皆無の忠類地域の入居条件は、地域性を考慮すべきだと思うが。

町長 ①計画的な営繕については、屋根及び外壁の塗装、屋根の防水工事、排水設備の改善、など毎年計画的に行っている。

随時の営繕については、入居者からの連絡により、職員が確認を行い、直営で行う営繕や、請負で行う営繕など、入居者からの要望に随時、対応している。

②平成19年度に策定する公営住宅ストック総合活用計画は、環境問題や、財政的軽減などから、現在の公営住宅のストックを活用し、町内の住宅事情の把握や、公営住宅入居希望者の状況を考慮し、幕別町全体の適正な公営住宅数を確保し、個別改善、全面改善。建替え、用途廃止などの整備目標や活用方針を策定する。

③民間住宅のない忠類地域の事情については柔軟に対応するため、住宅委員会に提案した。入居者間の公平性を保ちながら柔軟に対応したい。